

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置：一部地域の警戒レベルの変更)

2021年2月22日
在ギリシャ日本国大使館

2月20日、ギリシャ政府は、以下のとり一部の地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。

本件措置の有効期間は、2月22日から3月1日午前6時までとなっております。

■各警戒レベルとその対象地域（2月22日時点）

(1) レベルA（警戒レベル）

下記(2)～(3)以外の全地域

(2) レベルB（危険レベル）

レシムノ郡、ハルキディキ郡、テサロニキ郡、イリア郡（アンドリチェナ - クレステナ市、古代オリンピア市を除く）、ケファロニア郡、タソス郡、ビオティア郡テーベ市とタナグラ市、ラリサ郡テンビ市とアヤス市、ピエリア郡ピドナ-コリンドロス市、カルパソス市、イラクリオン郡イラクリオン市(クレタ島)、コリントス郡コリントス市とネメア市、アルゴリダ郡アルゴス - ミキネス市、イオアニナ郡ジツツァ市

(3) レベルC（高危険レベル）（最も厳しい措置）

アッティカ県、アハイア郡、エヴィア郡（スキロス市を除く）、カリムノス市、ミコノス市、テサロニキ郡コルデリオス-エボズモス市

なお、当館で作成中の最新版の「制限措置の一覧」及び「制限措置の詳細と外出時の申告方法」につきましては、当館ホームページに当該お知らせを掲載する際に併せて掲載させていただきます。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp